

事務連絡
令和3年4月20日

各

各	都	道	府	県	水道行政担当部（局） 御中
		市			
		特	別	区	

各厚生労働大臣認可水道事業者及び水道用水供給事業者 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

水道法施行規則の一部を改正する省令について（情報提供）

本日、「水道法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第88号）」が公布、施行され、登録水質検査機関並びに法第34条の2第2項の登録を受けた者（登録簡易専用水道検査機関）が行う厚生労働大臣への届出の様式について追加等が行われました。

添付のとおり、登録水質検査機関及び登録簡易専用水道検査機関に通知しましたので、参考までにお知らせします。